

## 応募要件チェック表

見本

下記応募要件に適合するものに事業者欄に○でチェックを入れてください。

No.	協賛事業者の応募要件	事業者	協会	市
1	各種法令を遵守し、事業を行っていること。	○		
2	市内に本店を有する法人、団体、個人事業主であること。 ただし、特に佐賀市の産業振興や魅力発信、地場産品等のPRにつながると判断されるような場合、この限りではない。	○		
3	市税（佐賀市税条例（平成17年条例第57号）第3条）の滞納がないこと。	○		
4	電子メールでの受注が可能であること。	○		
5	個人情報の取扱いを厳重に行うことができること。	○		
6	PL保険（生産物賠償責任保険をいう。）又はそれに準ずる保険に加入していること。	○		
7	本要領の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができること。	○		
8	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。	○		
9	他者が生産する商品・サービスを仕入れて返礼品として取り扱う場合は、当該返礼品の生産・提供者（募集要領3の（2）の⑥に規定する地場産品に係る者を除く。）は市内に本店を有する法人、団体又は個人事業主に限るものとし、かつ、（1）、（6）から（8）までの全ての要件に適合するものとする。	○		

No.	返礼品の応募要件	事業者	協会	市
1	佐賀市の地域産業の振興につながる要素を持つものであること。	○		
2	地場産品であること。地場産品とは、以下のいずれかに該当すること。 ①佐賀市内で生産されたもの。 ②佐賀市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。 ③佐賀市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要部分を行なっているもの。 ④佐賀市内で生産されたものであり、近隣市町で生産されたものと混在（但し、流通構造上、混在することが避けられない場合に限り）したもの。 ⑤佐賀市の広報を目的に生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するもの。 ⑥総務省告示第5条第8号に基づき佐賀県が認定したもの。 （佐賀牛・佐賀産和牛、肥前さくらポーク、骨太有明鶏、みつせどり、ありたどり、佐賀海苔、いちご（さがほのか、さちのか、いちごさん）、佐賀みかん、The SAGA認定酒）。 ⑦前各号に該当する地場産品が主要な部分を占めるセット商品。	○		
3	サービスの提供等の場合は、佐賀市内で提供されるものに限る。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分行なうことができる体制が整っていること。	○		
4	品質及び数量において、常に安定供給が可能で品質管理体制が整っていること。 ただし、期間限定、季節限定又は数量限定の商品も可とする。その場合、提供可能期間及び提供可能数量について、密に連絡調整が行なうことができること。	○		
5	食品の場合、発送手段を考慮の上、一定の賞味期限（概ね発送日から7日以上）があること。 ただし、生鮮食料品等、高い鮮度が要求されるものについてはこの限りではないが、商品が適切に届くように配慮すること。	○		